

各国の商標の定義

TRIPS協定	
Article 15 : Protectable Subject Matter <p>Any sign, or any combination of signs, capable of distinguishing the goods or services of one undertaking from those of other undertakings, shall be capable of constituting a trademark. Such signs, in particular words including personal names, letters, numerals, figurative elements and combinations of colours as well as any combination of such signs, shall be eligible for registration as trademarks.</p>	第15条 保護の対象 <p>1. ある事業に係る商品若しくはサービスを他の事業に係る商品若しくはサービスから識別することができる標識又はその組合せは、商標とすることができるものとする。その標識、特に単語(人名を含む。)、文字、数字、図形及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せは、商標として登録することができるものとする。</p>
米国商標法	
Section 1127 : Construction and definitions ; intent of chapter <p>The term "trademark" includes any word, name, symbol, or device, or any combination thereof-</p> <p>(1) used by a person, or (2) which a person has a bona fide intention to use in commerce and applies to register on the principal register established by this chapter, to identify and distinguish his or her goods, including a unique product, from those manufactured or sold by others and to indicate the source of the goods, even if that source is unknown.</p>	第1127条:解釈及び定義;本章の目的 <p>「商標」の語は、言葉、名称、シンボル若しくは図形又はこれらの組合せであって、 (1) ある者によって使用され、又は、 (2) ある者が、商取引上使用する善意の意思を有し、かつ、本法律により設けられた主登録簿への登録を出願しており、 その者の商品(特有の商品を含む。)を他人が製造する又は販売するものから特定し識別するため、かつ、その商品の出所を表示するもの(その出所が知られていない場合であっても)をいう。</p>

<p>The term "service mark" means any word, name, symbol, or device, or any combination thereof-</p> <p>(1) used by a person, or (2) which a person has a bona fide intention to use in commerce and applies to register on the principal register established by this chapter,</p> <p>to identify and distinguish the services of one person, including a unique service, from the services of others and to indicate the source of the services, even if that source is unknown. Titles, character names, and other distinctive features of radio or television programs may be registered as service mark notwithstanding that they, or the programs, may advertise the goods of the sponsor.</p>	<p>「サービスマーク」の語は、言葉、名称、シンボル若しくは図形又はその組合せであって、 (1) ある者によって使用され、又は、 (2) ある者が、商取引上使用する善意の意思を有し、かつ、本法律によって設けられた主登録簿への登録を出願しており、 その者のサービス(特有のサービスを含む。)を他人のサービスから特定し識別するため、かつ、そのサービスの出所を表示するもの(その出所が知られていない場合であっても)をいう。ラジオ又はテレビ番組の題名、キャラクター名及びその他の顕著な特徴は、それら若しくはその番組がスポンサーの商品を広告するものであるにも拘わらず、サービスマークとして登録することができる。</p>
--	---

英國商標法

<p>Article 1.</p> <p>(1) In this Act a "trade mark" means any sign capable of being represented graphically which is capable of distinguishing goods or services of one undertaking from those of other undertakings. A trade mark may, in particular, consist of words (including personal names), designs, letters, numerals or the shape of goods or their packaging.</p>	<p>第1条 商標</p> <p>(1) この法律において「商標」とは、視覚媒体により表現することができる標識であって、ある事業に係る商品又はサービスを他の事業に係る商品又はサービスから識別することができるものをいう。商標は、特に、単語(人名を含む。)、図案、文字、数字又は商品若しくはその包装の形状から構成することができる。</p>
---	--

欧洲共同体商標規則	
Article 4 : Signs of which a community trade mark may consist A Community trade mark may consist of any signs capable of being represented graphically, particularly words, including personal names, designs, letters, numerals, the shape of goods or of their packaging, provided that such signs are capable of distinguishing the goods or services of one undertaking from those of other undertakings.	第4条 共同体商標を構成することができる標識 共同体商標は、視覚媒体により表現することができる標識、特に、単語(人名を含む。)、図案、文字、数字、商品又はその包装の形状により構成することができる。ただし、これらの標識が、ある事業に係る商品又はサービスと他の事業に係る商品又はサービスとを識別することができるものである場合に限る。
ドイツ商標法	
第3条(商標として保護することができる標識) [1] いかなる標識も、特に単語(人名を含む)、図案、文字、数字、音響標識、立体形状(商品若しくはその包装及びその他の包装の形状を含む)、色彩及び色彩の組合せを含むものであって、ある事業に係る商品又はサービスを他の事業に係る商品又はサービスから識別することができるものは、商標として保護することができる。 [2] 次の形状のみからなる標識は、商標として保護することができない。 (1) 商品自体の性質に由来する形状 (2) 技術的結果を得るために必要とされる形状 (3) 商品に実質的価値を与える形状	
フランス知的所有権法	
第711条の1 商標又はサービスマークとは、自然人又は法人の商品又は役務を識別するのに役立つ、描写的に表示可能な標識である。 次に例示するものは、そのような標識に該当する可能性がある。 (a) あらゆる形態の名称、例えば、単語、単語の組合せ、姓、地名、筆名、文字、数字、略語 (b) 聴覚的標識、例えば、音、音楽的節回し (c) 形象的標識、例えば、図案、ラベル、印章、織端、浮き彫り、ホログラム、意匠文字、合成映像:形態、特に製品若しくは包装の形態、又は役務を識別する形態:色彩の配置、結合又は陰翳	

韓国商標法

第2条(定義)

この法律で使用する用語の定義は次のとおりである。

1. 「商標」とは、商品を生産し、加工し、証明し、又は販売することを業として営む者が自己の業務に関連する商品を他人の商品と識別させるために使用する次の各項目の一に該当するもの(以下「標章」という。)をいう。

1. 記号・文字・図形・立体的形状又はこれらを結合したもの
2. 1目のそれぞれに色彩を結合したもの

中国商標法

第8条

自然人、法人又はその他の組織の商品を他人の商品と区別することができるいかなる可視性のある標識は、商標として登録出願されることがある。その標識は、文字、図形、アルファベット、数字、三次元標識、色彩組合せ、及びこれらの要素の組合せを含む。

台灣商標法

第5条(商標の構成要件)

商標に使用される文字、図形、記号又は色の組合せ、又はこれらの結合は、一般の需要者にそれが当該商品を示す標識であると認識させ、かつ、それによって他人の商品と区別させることができるものでなければならない。